

番 号
年 月 日

国土交通大臣 氏 名 殿

地方公共団体の長 氏 名 印

平成 年度 事業費補助金交付申請書

平成 年 度事業(＊)に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称()
(地方住宅供給公社等以外・地方住宅供給公社等)
- 2 交付申請額千円
- 3 交付申請額の算出方法(別紙1のとおり)
- 4 事業経費の配分(別紙2のとおり)
- 5 事業完了の予定期日
(添付書類)
 - 1 供給計画の認定書の写し
 - 2 設計要件調書又は工事設計要領書(別紙3のとおり)
 - 3 予算議決書の写し(別紙4のとおり)
 - 4 附帯事務費明細書(別紙5のとおり)(記載上の注意)
 - 1 1の()内は、該当する認定事業者(又は土地所有者等)に をつけること。
 - 2 認定事業者(又は土地所有者等)が地方住宅供給公社の場合には、＊に一般、国債の別を記入すること。

別紙1 (第3第1項第1号に掲げる事業の場合)

交付申請額の算出方法及び事業経費の配分

(単位：千円)

団地名	事業費										補助率	補助金額	備考	
	補助事業に要する経費						地方公共団体が補助する額							
	共通施設整備	加齢対応構造等費	団地関連施設整備費	地地整備費	計	金額	割合	金額	附帯事務費					
									金額	割合				金額
合計														

(注) 国庫債務負担行為による場合は、合計の備考欄に各年度の歳出化額を記入すること。

別紙1 (第3第1項第2号又は第2項に掲げる事業の場合)

交付申請額の算出方法及び事業経費の配分

(単位：千円)

団地名	事業費										補助率	補助金額	備考	
	補助事業に要する経費				地方公共団体が補助する額		附帯事務費		計					
	住宅の建設	団地関連施設整備	土地整備	計	割合	金額	割合	金額	割合	金額				
														金額
合計														

(注) 国庫債務負担行為による場合は、合計の備考欄に各年度の歳出化額を記入すること。

別紙2 (第3第1項第1号又は第3号に掲げる事業の場合)

事業経費の配分明細書

1 総括表

団 地 名	住 棟 名	戸 数	金 額 (千 円)	備 考
合 計				

2 住棟別内訳書

(住棟名)

区 分		数 量	金 額 (千 円)	備 考
共 同 施 設	(1) 公園	m ²		
	(2) 広場	m ²		
	(3) 緑地	m ²		
	(4) 通路	m ²		
	(5) 立体的遊歩道及び人工地盤施設	m ²		
	(6) 駐車施設	m ²		
	(7) 高齢者等生活支援施設	m ²		
	小 計	m ²		
住 宅 共 用 部 分	(1) 共用通行部分			
	(2) 防災機能強化			
	(3) 機械室			
	(4) 集会所及び管理事務所			
	(5) 避難設備			
	(6) 消火設備及び警報設備			
	(7) 監視設備			
	(8) 避雷設備			
	(9) 電波障害防除設備			
	(10) 社会福祉施設等との一体的整備			
小 計			(限度額)	
合 計			(限度額)	

構造及び住棟の型	(準耐火・耐火)片廊下型で(ある・ない)
階数及び住戸の平均床面積	
地区の種別	(特別・大都市・多雪寒冷・一般・奄美)
標準主体附带工事費	(算出根拠)

(添付図書等)

共同施設等整備費内訳費を添付すること。ただし、補助要領第4第1項第二号ただし書の規定に基づき、本体工事と分離して積算することが困難な場合等で別に定めるところにより算定した額を当該費用とみなす場合にあっては、住宅共用部分に小計の備考欄にその旨を記載するものとし、別添を添付すること。

3 共同施設等整備費内訳表

施設名	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(千円)	備考
共同施設	工 直接工事費計 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 工事費計						
住宅共用部分	工 直接工事費計 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 工事費計						

(注) 1 施設名は補助要領第4第1項第一号イ～ト及び第二号イ～ヌの区分に従って適宜記入すること。

2 「種別」は、実際の積算に対応させること。

3 「細別」は、内訳が判明するように適宜記載すること。

4 本様式は、第3第1項第1号又は第3号に掲げる事業ごとに、別葉に作成すること。

(添付書類)

1 建設計画図、建物の位置、住宅の戸数及び間取り等を表示すること。

2 空地整備、住宅共用部分整備図、補助対象に係る施設等についてその位置、規模、寸法等を表示すること。(色分けで表示すること)

事業主体名 _____

団地名 _____

項	目	高齢者向け優良賃貸住宅整備基準の規定項目	確認欄	備考	
賃貸住宅		安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなっている。	合・否		
敷地	位置	災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、日用品の購買、医療機関等の利用その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されている。	合・否		
	安全	敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられている。	合・否		
	汚水処理等	雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられている。	合・否		
住棟及び住戸専用部分	住棟等	敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置である。	合・否		
	住宅	住宅	台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えている又は、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されている。	合・否	
		住戸内床面積	25m ² 以上となっている又は、居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18m ² 以上となっている。	合・否	
		防火	規則第1条第1号に規定する耐火構造の住宅又は同条第2号に規定する準耐火構造の住宅(防火上及び避難上支障がないと、都道府県知事が認める高齢者向け優良賃貸住宅等を含む。)である。	合・否	
		安全	防火、避難、防犯、断熱及び遮音のための適切な措置が講じられている。	合・否	
		部屋の配置	日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)のうち便所は、特定寝室の存する階にある。	合・否	

	段差	日常生活空間内及び日常生活空間外の床は原則として段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)となっている。	合・否	
手すり	階段	原則として少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けている。	合・否	(設置高さ: mm) (ホームエレベーターの有無:)
	便所	立ち座りのためのものを設けている。	合・否	
	浴室	浴槽出入りのためのものを設けている。	合・否	
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものを設置できるようになっている。	合・否	
	便所	立ち座り、姿勢保持のための手すりを設置している。	合・否	
	脱衣室	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっている。	合・否	
	バルコニー	腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
		腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
		腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
	2階以上の窓	窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
		窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
		窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
	廊下及び階段(開放されている側に限る。)	腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800mm以上の高さに達するように設けられている。	合・否	
腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられている。		合・否		
その他	転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に	合・否		

		存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下となっている。		
有効幅員	通路	日常生活空間内の通路の有効幅員は、780mm(柱等の箇所にあつては750mm)以上となっている。	合・否	(有効幅員： mm)
	出入口	日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の有効幅員は、750mm以上(浴室の出入口にあつては600mm)となっている。	合・否	(有効幅員： mm)
階段(ホームエレベーターが設けられている場合を除く。)		勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上である。(回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とする。)	合・否	(ホームエレベーターの有無：)
		蹴込みが30mm以下である。	合・否	(蹴込み： mm)
便所		長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	合・否	
		便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	合・否	
浴室		短辺が、一戸建ての住宅にあつては内法寸法で1,300mm以上、一戸建ての住宅以外の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては内法寸法で1,200mm以上となっている。	合・否	
		面積が、一戸建ての住宅にあつては内法寸法で2.0m ² 以上、一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては内法寸法で1.8m ² 以上となっている。	合・否	
特定寝室		面積が、内法寸法で9m ² 以上となっている。	合・否	
床及び壁の仕上げ		滑り、転倒等に対する安全性に配慮したものとなっている。	合・否	
建具等		開閉がしやすく、かつ、安全性に配慮したものとなっている。建具のとして、引き手及び錠は、使いやすい形状のものであり、適切な位置に取り付けられている。	合・否	
設備	便器	便所の便器は、腰掛け式となっている。	合・否	
	浴槽	縁の高さ等は、高齢者の入浴に支障がない等安全性に配慮したものとなっている。	合・否	
	住戸内の給水給湯設備、電気設備、ガス設備	高齢者が安心して使用できる安全装置の備わった調理器具設備等を使用する等安全性に配慮したものであるとともに、操作が容易なものとなっている。	合・否	
	住戸内の照明設備	安全上必要な箇所に設置されているとともに、十分な照度を確保している。	合・否	

		ガス漏れ検知器等及び火災警報器	高齢者が主に使用する台所に設けられている。	合・否	
		通報装置	できる限り便所及び浴室に設けられている。	合・否	
		温熱環境	各居室等の温度差をできる限りなくすよう断熱及び換気に配慮したものであるとともに、居室、便所、脱衣室、浴室等の間における寒暖差による事故等を未然に防ぐことができるように暖冷房設備等を用いることができる構造のものとなっている。	合・否	
		収納スペース	適切な量が確保されるとともに、無理のない姿勢で出し入れできる位置に設けたものとなっている。	合・否	
		その他	玄関は、できる限りベンチ等を設置できる空間が確保されているとともに、上がりかまちに必要な応じて式台が設けられたものとなっている。	合・否	
一戸建ての住宅の屋外部分	アプローチ等	通路	歩行及び車いす利用に配慮した形状、寸法等のものとなっている。	合・否	
		階段	勾配、形状等が、昇降の安全上支障のないものとなっている。	合・否	
		照明設備	安全性に配慮して十分な照度を確保したものとなっている。	合・否	
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分及び屋外部分	共用階段	少なくとも1つの共用階段が適合していること(以下「段の設置基準」という。)	踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	合・否	
			蹴込みが30mm以下である。	合・否	(蹴込み： mm)
			最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていない。	合・否	
			手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられている。	合・否	(設置高さ： mm)
	直接外部に開放されている共用階段(高さ1m以下の部分を除く。)	転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられている。	合・否		
		転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下である。	合・否		
	住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合	当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が900mm以上となっている。	合・否		

	共用廊下(各住戸から建物出入口、共用施設、他住戸等に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が適合していること)	床が、段差のない構造であること。	合・否	
		高低差が生じる場合にあっては、勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されている。	合・否	
		高低差を生じる場合で、段が設けられている場合にあっては、当該段が段の設置基準に適合している。	合・否	
		手すりが、共用廊下の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられている。	合・否	
		直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。以下同じ。)に転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さ、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられている。	合・否	
		直接外部に開放されている共用廊下に設けられる転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	合・否	
エレベーター	各住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター等が適合していること	エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上になっている。	合・否	(有効幅員： mm)
		エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保している。	合・否	
		建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造となっている。	合・否	
		建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上である。	合・否	
		建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さ700mmから900mmの位置に設けられている。	合・否	(設置高さ： mm)
	建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合に、段が設けられている場合にあっては、当該段が段の設置基準に適合している。	合・否		
その他	エレベーターの乗り物ボタン及びかご内の操作盤は、車いす利用者に配慮したものとなっている。	合・否		

	アプローチ等	主要な団地内通路及び建物出入口は、歩行及び車いすでの移動の安全性及び利便性に配慮した構造のものとなっている。	合・否	
	床の仕上げ	アプローチ、建物出入口、階段、傾斜路、共用廊下等の床の仕上げは、滑りやつまずきに対する安全性に配慮したものとなっている。	合・否	
	照明設備	屋外アプローチ及び共用部分の照明設備は、安全性に配慮して十分な照度を確保したものとなっている。	合・否	
	附帯施設	敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられている。	合・否	
		入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとなっている。	合・否	
共同施設	共同施設	位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとなっている。	合・否	
	公園、広場及び緑地	位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとなっている。	合・否	
	敷地内の通路	敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況を考慮して、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとなっている。	合・否	
通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられている。		合・否		

- (注) 1 備考欄は、具体的な数字又は特例を受けた場合の条件等を明記すること。
2 本調書は、第3第1項第1号～3号又は第2項に掲げる事業ごとに、別葉に作成すること。

別紙4

予 算 議 決 書 (抜 粋)

会計名 会計

歳入予算

(単位：千円)

財源区分	区分	事業			
		当初	回補正	回補正	計
	財源内訳	議決年月日	議決年月日	議決年月日	
		平成年月日	平成年月日	平成年月日	
一般財源	税 収 入				
特定財源	国庫補助金 場補助金 地方債 その他の財源				
	計				

算出予算

(単位：千円)

予 算 科 目	事業			
	当初	回補正	回補正	計
	議決年月日	議決年月日	議決年月日	
	平成年月日	平成年月日	平成年月日	
(目) (節)				

- (注) 1 本表は当該申請事業に係る予算のみを抜粋して記載すること。
- 2 事業名欄には申請に係る該当事業名を記載し予算議決(補正を含む)ごとに予算額および議決年月日を記載する。なお、補正予定があれば 月議決予定として記載すること。
- 3 歳入予算のうち、特定財源欄のその他の財源には内訳を記載すること。
- 4 歳出予算科目は(目)及び(節)まで記載すること。
- 5 事業実施が2カ年度以上にわたる事業については本書式に準じた翌年度以降にわたる契約等を行うため必要な債務負担行為等の予算議決書を適宜の書式で作成し添付すること。

別紙5

附 帯 事 務 費 用 明 細

細 目	費 目		金 額	積 算 内 訳
	節	区 分		
人 件 費 旅 費 庁 費			千円	
合 計				

- (注) 1 費目の欄の人件費とは、給料、職員手当及び共済費をいい、庁費とは、人件費及び旅費以外のものをいう。
- 2 細目の欄については、「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について」(平成7年11月20日付け建設省住総発第172号)に従って記載すること。
- 3 各費目の金額の合計額に対する割合を金額の欄中に上段()書で記載すること。
- 4 積算内訳の欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載すること。
- 5 庁費に食糧費が含まれている場合には、別添資料1を添付すること。
- 6 取得予定価格50万円以上の備品の購入については、別添資料2を添付すること。
- 7 記載内容について変更する場合は、変更前を上段()書で記載すること。

別添資料1

食糧費使途明細書

目的・内容		出席者の範囲	件数	金額等	備考
工事説明会等				小計 円	
関係機関との打合せ				小計 円	
合計			件	円	

(記載上の注意)

- 1 本表は別紙5附帯事務費明細書中「食糧費」の内訳を記載すること。
- 2 出席者の範囲欄は、「担当課名と工事現場周辺住民等」「担当課名と担当機関」等の区分を記載すること。
- 3 金額等欄には、「茶菓子・コーヒー等」「弁当」及び「会食」に分類して分類毎に(単価×延べ人数=金額)を記載すること。
- 4 記載内容について変更する場合は、変更前を上段()書すること。
- 5 それぞれの食糧費の支出の必要性について、資料を添付すること。

別添資料2

大型備品購入計画表

区分		更新対象				購入			備考
		備品名	形状年式等	経過年数	走行距離	過去3箇年平均修繕料	備品名	形状年式等	
本庁	課			年	km	千円		千円	
	小計								
出先機関	土木事務所								
	小計								
合計									

- (注) 1 大型備品とは、附帯事務費で購入する備品で取得予定価格が50万円以上のものをいう。
- 2 走行距離は、前年度末における走行延キ口数とする。
- 3 備考の欄には、前年度から継続して使用する同種の備品がある場合に、当該備品及びその数量を記載すること。

